

1. 生涯学習の充実

—いつでもどこでも学ぶことができ、学んだ成果を活用できるまち—

市民の自立と個性を活かすまち

基本方針

市民がいつでも、どこでも、学びたいことを学ぶことができ、学習の成果をまちづくりに活用し、生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指します。

そのために、住民・ボランティア団体・地域に根ざした民間企業・大学等の教育機関等と連携しつつ、社会教育としての生涯学習講座や教室の内容の充実を図ります。特に、地域の様々な課題を解決するための学習機会の提供を推進します。

また、市の生涯学習施設の利用促進を目指して、機能の改善やサービスの質の向上に努めます。



現状と課題

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の多様なニーズに応じた学習施設、講座、資料及び生涯学習に関連する情報提供の充実が求められています。
- まちづくりの課題解決等、公共的なニーズに対応した学習機会の提供が求められています。また、学んだ成果を社会に還元し、自己実現や社会参画につなげることが望まれます。
- 生涯学習の充実に向け、各地区の生涯学習推進委員が地域学級や地域子ども教室等を開設していますが、委員が高齢化している地域があり、後継者の確保・育成が望まれます。
- 図書館は、疑問の解消や知的欲求の充足、地域の問題解決のための情報を収集し、提供する「知の拠点」としての機能の充実が求められています。現在、インターネットを活用した検索や予約のサービスを提供していますが、更なる利便性の向上が求められます。
- こども科学館や昆虫館等の生涯学習施設では、来訪者の満足度を向上させるための取組が求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
生涯学習セミナーの参加率	—	58.6%	60.8%	47.1%	60.0%
中央公民館の利用率	50.0%*	—	26.9%	27.0%	30.0%
有料生涯学習施設 (こども科学館・昆虫館)入館者数	—	95,764人	111,688人	113,896人	115,000人
図書館蔵書予約件数	—	26,648件	30,826件	34,741件	50,000件
図書館ページビュー数	—	237千回	289千回	305千回	405千回

※平成22年度に使用時間の区分を変更したため、実績値と前期計画の目標値が大きく異なっています。

今後の取組

1 生涯学習講座・教室の開催とサービスの向上

生涯学習のきっかけづくりのため、教養や趣味に関する講座や、地域課題の解決のための教室・講座を、市民・民間企業・大学等と連携して開催します。また、教室や講座の申込や受付の簡素化を図るとともに、積極的な情報発信に努め、サービスの向上に努めます。

2 生涯学習指導者及び学習グループ・サークルの育成

今後増加する団塊世代の退職者や高齢者に対して、学習グループ・サークルへの参加を促すことで、生涯学習に取り組む住民間のネットワークづくりを推進するとともに、生涯学習推進委員等の指導者及び学習グループ・サークルを育成します。

また、各種社会教育団体におけるジュニアリーダー育成活動を支援し、生涯学習ボランティアとしての育成を図ります。

3 生涯学習施設運営の充実

こども科学館においては、運営内容を工夫し、実験ショーや参加型の講座を増やすことで、利用者の拡大を図るとともに、内容の充実を図ります。

図書館においては、「知の拠点」となることを目指して、情報通信技術を活用したサービスの向上に取り組み、市民の生涯学習を支援します。また、子どもたちの豊かな心を育むため、「橿原市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校等との連携を強化します。さらに、市民の生きがいや自己実現を支援するため、図書館ボランティア活動を推進します。

昆虫館においては、子どもたちが自然や命の大切さをより理解できるように、特別展、企画展、四季の昆虫観察講座等の内容を充実します。

中央公民館においては、生涯学習講座の中核施設として、市民の学習ニーズに応えるテーマを取り入れ、学習するきっかけづくりを行います。

4 生涯学習推進体制の整備

生涯学習講座については、内容や目的が関連した部署と連携を取りながら事業を行うことで、内容の充実を図ります。また、ライフステージ⁽¹⁾に応じて体系的、継続的に学習活動ができる場を、民間企業や大学等の関係機関と連携して提供します。

地区公民館を中心とした学習の機会や場所を提供し、地域主体の生涯学習につなげることで、地域の教育力を高めます。また、ホームページを通じて、学習活動等の情報提供に努めます。

市民等との役割分担

市民は、各生涯学習施設の支援ボランティア活動や、地域の自主学習活動に積極的に関わり、地域の課題解決に必要なテーマについて学習することで、地域の教育力を高めることが期待されます。

民間企業や大学等は、それぞれの能力や資源を活かした学習機会を提供することで、生涯学習活動を支援することが期待されます。

⁽¹⁾ ライフステージ：P.23 ⁽²⁾ 参照

2. 生涯スポーツの推進

—日常的にスポーツ活動を行い、健康で豊かな生活を送ることができるまち—



基本方針 市民が、各自のライフスタイルに合わせて、日常的にスポーツ活動を行い、健康で豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康を維持するという生涯スポーツ時代の流れを受け、多様なスポーツ・レクリエーション活動の充実により、スポーツに親しむことができる機会を積極的に提供することが求められています。
- 地域におけるスポーツ推進の中心となる団体の強化・育成が求められますが、現在、総合型地域スポーツクラブ⁽¹⁾については、新たなクラブ育成が進んでいないため、設立に向けて取り組む必要があります。
- 現在、市内には榎原運動公園を始めとする多様なスポーツ施設が整備されており、その利用率も高くなっていますが、一部の設備では老朽化が進んでいるものもあり、利用者の利便性や安全確保のために改修が特に求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
スポーツを定期的 実施している市民の割合	50.0%	—	—	19.5%	50.0%
榎原運動公園の利用者数	—	149,521人	172,567人	172,715人	200,000人
香久山体育館・万葉の丘スポーツ広場・ 曾我川緑地体育館の利用者数	—	212,491人	229,773人	223,920人	240,000人
東竹田ドームの利用者数	—	—	17,160人	19,648人	22,000人

⁽¹⁾総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者までの幅広い世代が、それぞれのレベルに応じたスポーツ活動に気軽に参加できるような、地域住民の自主運営によるスポーツクラブ。

今後の取組

1 スポーツ団体の支援・育成

スポーツは、幅広い分野に多種多様な種目・競技があるため、その振興については経験者の協力が不可欠であり、関係団体との連携・役割分担が重要です。そのため、これら関係団体を強化し、支援します。また、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。

2 体育施設の充実

地域主体の身近なスポーツの場として、榎原運動公園をはじめとして、市立体育館、学校体育施設の利用をさらに促進します。各体育施設について、利用者の意見・要望を積極的に反映できるような運営を目指します。

また、体育施設の中には、老朽化が進んでいるものがあり、利用者の安全を確保するため、施設の計画的な補修・改修を検討します。

3 スポーツ教室の充実

すべての市民が、年齢や生活環境に応じた様々なスポーツに親しむことができるような、スポーツ教室を開催します。市民のニーズを把握し、応募数や出席率が高いプログラムを積極的に実施するとともに、親しみやすいニュースポーツ⁽²⁾を取り入れる等、一人でも多くの市民がスポーツに親しむことができるように内容の充実を図ります。



クロスカントリー大会

市民等との役割分担

市民は、生涯スポーツ普及推進ボランティアへ積極的に参加する等、自主的に行動することにより、地域の連帯感を強めることが期待されます。

各スポーツ団体は、講習会や教室、大会等を開催し、市と連携・協力することにより、スポーツの習慣化を市民に促すことが期待されます。

⁽²⁾ニュースポーツ：競技性があまり強くない、より多くの人が楽しめることを目的として、新たに考案された軽スポーツの総称。

3. 人権意識の高揚

—一人ひとりの「ちがい」をお互いに認め、尊重し合えるまち—



基本方針

すべての市民が、自分自身を大切な存在であると感じ、一人ひとりの「ちがい」をお互いに認め、尊重し合う中で、それぞれの幸福を追求できる社会を目指します。

現状と課題

- 子ども・高齢者・障がいのある人等、社会的弱者に対する深刻ないじめや虐待等が問題となっています。さらに、インターネット上でのいじめや差別等、新たな人権侵害も発生しています。これらの現状を踏まえ、正しい知識を普及させるため、関係機関との連携による講演会、地区別懇談会⁽¹⁾、講師派遣等の学習機会の提供及び街頭啓発等を通じて、人権教育や人権啓発を推進する必要があります。また、人権侵害に直面した当事者を支援するため、相談体制の充実と窓口の周知が必要です。

施策指標	指標名	前期目標	実績値			目標値
		H24	H21	H22	H23	H29
	人権啓発講座の開催回数	—	15回	17回	16回	20回
	講演会の参加者数	750人	773人	672人	456人	750人
	飛騨コミュニティセンター利用者数	22,000人	19,805人	19,232人	17,977人	20,000人
	大久保コミュニティセンター利用者数	26,000人	20,319人	21,032人	21,618人	24,000人

⁽¹⁾地区別懇談会：P.47⁽¹⁾参照

今後の取組

1 人権行政の推進

人権問題啓発推進本部⁽²⁾を通じて、人権行政の推進に取り組みます。人権行政の諸施策の計画・実行・検証にあたっては、人権審議会の答申や意見等を参考に推進します。

2 人権啓発の推進

人権意識高揚につながる講演会や講座を開催します。特に、毎年7月に実施している「差別をなくす強調月間」中は、街頭啓発等の啓発活動を行います。また、人権に関わる職業従事者への専門的な研修及び民間企業での人権教育も併せて実施します。さらに、関係機関団体や地域に根ざした民間企業等と連携して、啓発活動を推進します。

3 家庭・地域社会における人権教育の推進

人権教育推進協議会による地区別懇談会を実施します。また、社会教育指導員・人権活動支援子ども指導員を地域に配置する等、地域における人権教育を推進します。

人権教育を社会教育活動に位置付け、家庭教育学級や地域学級に講師を派遣するとともに、視聴覚教材等を活用した学習を推進します。

4 平和意識の高揚

世界の恒久平和を目指す「非核・平和都市宣言」の趣旨のもと、戦争の悲惨さや平和の尊さを市民に広めるため、次代を担う子どもたちを中心に啓発事業を推進します。

5 人権・文化活動の拠点としてのふれあいセンターの活用

ふれあいセンターでは、人権・生活・就労等の各種相談、住民交流の促進となる各種教室の開催、地元広報紙の定期的な発行及びセンターを拠点とするイベントの開催等を通じ、地域福祉の向上を図るとともに、文化活動と人権啓発のための拠点施設となることを目指します。

6 相談体制の充実

近鉄大和八木駅南側の橿原市交流センターを拠点に、人権相談や犯罪被害者支援相談等、専門的な関係機関と連携して、相談体制の充実に努めます。また、市民にとって身近な相談窓口となるよう周知に努めます。



人権啓発研修

市民等との役割分担

市民は、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、講演会や講座等の人権学習の場に積極的に参加し、一人ひとりが人権尊重の精神を身につけ、行動につなげていくことが期待されます。また、悩み事がある場合、苦悩を抱え込むことのないよう、積極的に各相談窓口で相談することが期待されます。

⁽²⁾人権問題啓発推進本部：同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃するため、市職員の人権問題に対する理解を深めるとともに、市民が人権問題を正しく理解、認識するよう啓発活動を推進するため、本部長を市長として全庁的に推進する組織。

4. 男女共同参画社会の形成

—男女があらゆる分野に対等に参画し、個性と能力を發揮できるまち—



基本方針

男女が、家庭・地域・職場・学校その他の社会のあらゆる分野に対等に参画し、ともに責任を分かち合うことで、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現し、次世代へとつなげていくまちを目指します。

そのために、市民及び市職員の意識啓発や、ドメスティック・バイオレンス(DV)⁽¹⁾等への対応のための相談体制の充実を図ります。

現状と課題

- 平成24年に実施した「市民意識調査」によると、固定的な性別役割分担意識については、これを肯定する割合が前回調査より上回り、特に中高年男性に根強く残っていることが明らかになりました。この現状を踏まえ、人権尊重を基盤にした男女平等観を養えるよう、地域において、男女平等を推進する教育・学習の充実が必要です。
- 大和八木駅南側の橿原市観光交流センター4階に設けられている男女共同参画広場を地域に根ざした拠点として位置付け、その機能を充実させるとともに、市民や市民活動グループを育成することが重要です。
- 女性労働者の就業能力の向上のための情報提供や能力開発が求められています。
- 男女間のあらゆる暴力を根絶するためには、暴力を許さないという社会的認識を徹底するとともに、ドメスティック・バイオレンスや性犯罪等の暴力の形態に応じた総合的な取組が必要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画については、国の男女共同参画基本計画「『2020年 30%』の目標」の達成に向けた取組が求められています。

⁽¹⁾ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人等の親密な間柄で生じる身体的・性的・精神的な暴力行為。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
審議会等における女性委員の登用率	30.0%	23.8%	23.3%	20.6%	30.0%
男女共同参画広場における講座回数	—	—	—	34回	40回

今後の取組

① 男女共同参画広場機能の充実

大和八木駅南側の橿原市観光交流センター4階に設けられている男女共同参画広場の拠点としての機能を充実させるとともに、啓発活動、学習、情報の収集及び提供、相談並びに市民や市民活動グループの交流等の推進や支援を行います。

② 男女共同参画の推進・啓発

男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重し、相手に対して思いやりを持って生きていくという意識づくりのため、講演会、講座や健康づくり教室等の開催を通じて、男女共同参画の推進を図ります。

出産や介護により退職を余儀なくされた女性の再就職のための支援を行います。

仕事とともに家庭や地域社会において、男女が対等に責任を持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランス⁽²⁾の啓発を行い、男性や子どもにとっての男女共同参画を推進します。

政策・方針決定過程への女性の参画について、国の男女共同参画基本計画において「『2020年 30%』の目標」の達成を目指して、積極的に取り組めます。

③ 相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害に対応するため、男女共同参画広場を拠点に、専門の相談員による相談体制を充実し、市民にとって身近な相談窓口となるよう周知します。



パパSおにぎりプロジェクト

市民等との役割分担

市民は、各種講演会やセミナーに積極的に参加し、一人ひとりが男女共同参画を当然の社会意識としてとらえ、行動につなげていくことが期待されます。また、ドメスティック・バイオレンス等による女性の人権侵害が社会問題となる中、積極的に相談窓口を活用することが期待されます。

⁽²⁾ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。仕事上の責任をしっかりと果たしながら、家庭や地域でも、子育て中、退職後等各段階において、その人なりの生き方の選択ができ、さらにその実現ができること。